

第八号

食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の八のIIの(五)中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号」を「食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第二項の表」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

食品表示法第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準が定められたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。